

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○ 救急医療機関の認定 （医療整備課）	一
○ 救急医療機関の撤回の届出 （同）	一
○ 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定 （長寿社会政策課）	一
○ 介護保険法施行令に基づく市町村事務の廃止の届出 （同）	二
○ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 （障害福祉課）	二
○ 小型機船底びき網漁業に関する許可等の申請期間 （水産業振興課）	二
○ 道路の区域変更 （道路課）	二
○ 道路の供用開始 （同）	二
○ 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 （都市計画課）	三
公 告	
○ 採石業務管理者試験の実施 （産業立地推進課）	三
○ 開発行為に関する工事の完了（二件） （建築宅地課）	三
○ 不在者投票を管理すべき施設の指定等（二件） （選挙管理委員会）	四
○ 宮城県告示第六百十三号 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。	

平成二十四年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
仙塩利府病院	宮城県利府町青葉台二丁目二・一〇八	平成二十四年八月一日	平成二十七年七月三十一日

○宮城県告示第六百十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により認定した次の救急医療機関の開設者から、平成二十四年七月三十一日をもって、救急業務協力の申出を撤回する旨届出があった。

平成二十四年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地
仙塩総合病院	多賀城市桜木二・一・一

○宮城県告示第六百十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条の二第一項の規定により、次のとおり指定市町村事務受託法人を指定した。

平成二十四年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務所の名称及び所在地	指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名	受託事務の種類	指定の年月日
登米市社協中田居宅介護支援事業所 登米市中田町上沼字西桜場十八番地	社会福祉法人登米市社会福祉協議会 登米市迫町北方字大洞四十五番地三 遠藤 尚	介護保険法第二十四条の二第一項（要介護認定等調査事務）	平成二十四年八月一日
登米市社協米山居宅介護支援事業所 登米市米山町西野字古館廻八番地			
登米市社協石越居宅介護支援事業所 登米市石越町南郷字新石沢前四十七番地四			

恵泉会東和介護支援センター 登米市東和町米谷字新細井二番地	社会福祉法人恵泉会 登米市迫町沼字江合三丁目十六番地二 佐々木典	介護保険法第二十条の二第一項第二号の事務(要介護認定等調査事務)	平成二十四年八月一日
----------------------------------	--	----------------------------------	------------

○宮城県告示第六百十六号

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第十一条の三第一項の規定により、指定市町村事務受託法人から次のとおり当該指定に係る市町村事務を廃止する旨の届出があった。

平成二十四年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務所の名称及び所在地 社会福祉法人登米市社会福祉協議会 登米市迫町北方字大洞四十五番地三	指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名 社会福祉法人登米市社会福祉協議会 登米市迫町北方字大洞四十五番地三 遠藤 尚	受託事務の種類 介護保険法第二十条の二第一項第二号の事務(要介護認定等調査事務)	廃止の年月日 平成二十四年七月三十一日
---	---	---	------------------------

○宮城県告示第六百十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十四年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四五〇五〇〇三四三	事業所の名称及び所在地 オレンジキッズ 気仙沼市三日町二丁目二番十五号	指定障害児通所支援の種類 児童発達支援	設置者名 特定非営利活動法人ネットワークオレンジ	指定年月日 平成二十四年七月一日
○四五〇五〇〇三五〇	オレンジキッズ 気仙沼市三日町二丁目二番十五号	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人ネットワークオレンジ	平成二十四年七月一日

○宮城県告示第六百十八号

宮城県漁業調整規則(昭和四十一年宮城県規則第七十三号)第八条第一項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につきその許可又は起業の認可を

申請すべき期間を次のように定めた。

平成二十四年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年八月六日から同月十三日まで

○宮城県告示第六百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 馬籠志津川線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	
	前	後
本吉郡南三陸町歌津字弘川一五〇番一地从先から 同郡同町歌津字弘川一五〇番一地从先まで	敷地の幅員(メートル) 三・五	敷地の延長(メートル) 一九・〇
	三・五〇一五・〇	一九・〇

○宮城県告示第六百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	本吉郡南三陸町戸倉字川向一五番四地从先から 同郡同町戸倉字転石四一番一地从先まで	平成二十四年八月三日

○宮城県告示第六百二十一号
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。
 平成二十四年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

石巻市蛇田中央土地区画整理組合

二 事務所所在地

石巻市蛇田字大塚三百五十四番地一

三 設立認可の年月日

平成十五年三月五日

四 変更認可の年月日

平成二十四年七月三十日

公 告

○採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。
 平成二十四年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

平成二十四年十月十二日（金）午前十時から正午まで

二 試験会場

パレス宮城野

仙台市青葉区上杉三丁目三番一号

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

2 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、平成二十四年九月六日（木）から同月二十日（木）までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。

2 受験手数料は八千円とし、受験願書に八千円分の宮城県収入証紙をはり付けて納めること。
 3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所配布する。
 4 受験願書の提出先

宮城県経済商工観光部産業立地推進課

千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

（電話〇二二・二二二・二七三二）

5 受験願書の添付書類

写真（手札形（縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル）とし、受験願書の提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（一区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
 平成二十四年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（一区）に含まれる地域の名称

岩沼市三色吉字亀百二十五番一、百二十六番、百二十七番、百三十四番、百三十五番、百三十六番一及び百三十七番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都西東京市北原町三丁目二番二十二号
 株式会社アーネストワン

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（一区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
 平成二十四年八月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（一区）に含まれる地域の名称

名取市高館吉田字東真坂百七番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市高館吉田字東真坂百七番地の一
 佐藤 真樹
 佐藤 智子

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十三号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年八月三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二身体障害者更生施設静和園の項中「身体障害者更生施設静和園」を「障害者支援施設静和園」に改める。

附 則

この告示は、平成二十四年八月三日から施行する。

○宮選管告示第九十四号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年八月三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二社会福祉法人やすらぎ会特別養護老人ホーム不老園の項を削る。

別表第二特別養護老人ホーム矢本華の園の項中「同 市矢本字寺前二四七番地」を「東松島市矢本字寺前二四七番地」に改める。

附 則

この告示は、平成二十四年八月三日から施行する。